

お知らせ

人事

■副村長

◆退任(2月5日付)

齋藤 一郎

◆就任(2月6日付)

早坂 勝伸



■役場職員

◆退職(2月5日付)

総務課長兼危機対策室長兼選挙管理委員会書記長兼村誌編集室長

早坂 勝伸

◆異動(2月6日付)

総務課長兼危機対策室長兼選挙管理委員会書記長兼村誌編集室長

佐野 克彦

企画財政課 課長

残間 文広

税務課 課長兼徴収対策室長

堀籠 淳

同 課長補佐兼税務係長兼徴収対策係長

浅野めぐみ

農地利用最適化推進委員の委嘱について

1月25日(月)に開催された農業委員会総会で、1名欠員となっていた農地利用最適化推進委員が委嘱されました。

(任期 令和3年1月25日)

令和5年7月19日)

細川 美奈子(衡 上)



河川愛護活動にご協力をお願いします

河川環境整備事業の一環として実施しています。河川愛護作業が、3月下旬に各行政区で行われます。

村内河川の清掃を行う環境美化活動に皆様のご協力をお願いします。

なお、実施日時は行政区により異なりますので、詳細は各行政区のお知らせをご覧ください。

◆問い合わせ先

大衡村河川愛護会

(事務局 都市建設課)

☎34118515

東日本大震災犠牲者の追悼について

3月11日(木)は、東日本大震災で犠牲となられた方々を追悼し、震災の記憶を風化させることなく後世に語り継いでいく『みやぎ鎮魂の日』です。

村では、無線放送で地震発生時刻の午後2時46分をご案内しますので、黙とうを捧げられますようご理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ先

総務課

☎34515111

「寄付ありがとうございます」が届きます

丸武建設株式会社様(仙台市泉区)より子育て支援として、寄付金をいただきました。

寄付金は有効に活用させていただきます。



今月の相談

お気軽にご相談ください

新型コロナウイルス感染症予防のため、相談にお越しの際は、マスクの着用、手指の消毒をお願いします。

生活相談

生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。(当日の電話相談も受け付けます。)

相談日	3日	10日	17日	24日
	(水)	(水)	(水)	(水)

◆時間 午前9時~正午
◆場所 平林会館1階料理講習室
◆相談受付・問い合わせ先 社会福祉協議会 ☎345-6631



宮城県司法書士会による出張相談会(無料)

◆相談日 10日(水)
◆時間 午後1時~4時
◆場所 平林会館1階料理講習室
◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

結婚相談

◆相談日 14日(日)・15日(月)
午前9時~午後4時
※事前予約が必要となります。
◆場所 大和町吉岡コミュニティセンター(大和町吉岡字町裏16)
◆対象者 黒川地区内に住所がある方や勤務している方、又はそのご家族
◆問い合わせ先 黒川地区後継者対策推進協議会(事務局:大郷町まちづくり政策課) ☎359-5537

消費生活相談

相談は予約不要で、電話での相談もできます。

相談日	3日	10日	17日	24日	31日
	(水)	(水)	(水)	(水)	(水)

◆時間 午前9時~午後4時
◆場所 平林会館2階第3研修室
◆相談受付・問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

健康何でも相談

血圧のこと、血糖のこと、こころのことなど、健康について相談できます。(体成分や血管年齢の測定もできます。)

◆相談日 24日(水)
◆時間 午後1時30分~3時
◆場所 福祉センター
◆相談受付・問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

※個別に対応しますので、必ず事前にご連絡ください。

介護に関する相談会

保健師等による介護に関する相談会を開催します。足腰が弱くなってきた、物忘れが増えて心配、認知症の方との関わり方が知りたいなど、どなたでもお気軽にご相談ください。認知症予防の楽しい体操つき!こころも体も軽くしてみませんか?

◆相談日 18日(木)
◆時間 午後1時30分~3時
◆場所 福祉センター
◆相談受付・問い合わせ先 地域包括支援センター ☎345-6060

※個別に対応しますので、必ず事前にご連絡ください。

消費生活相談窓口から * 転ばぬ先の消費者知識 *

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

☆引っ越しトラブル

3月から4月にかけて引っ越しシーズンのピークを迎えます。引っ越しサービスでは、「作業中に荷物が無くなった」「壁紙や家具が傷つけられた」「約束の時間になっても業者が来なかった」「追加料金が発生した」といった相談が多く寄せられます。

【引っ越しトラブルを防ぐために】

○信頼できる引っ越し業者を選ぶ

引っ越しサービスを行うことができるのは、一般貨物自動車運送事業者又は貨物軽自動車運送事業者ですので、見積の際に確認しましょう。

見積は複数の業者に依頼し、料金だけでなくサービス内容も十分検討しましょう。

○約款の内容を確認する

約款には引っ越しに関する決まり事が記載されています。約款を受け取るだけでなく内容もしっかり確認しましょう。また、わからないことは業者に問い合わせるようにしましょう。

○引っ越し作業中や作業終了後すぐに確認する

作業中に傷ついた場合は、その場で業者に申し出ましょう。終了後は、すぐに荷物の個数や状態を確認しましょう。標準的な約款では3カ月以内に申し出ないと業者の責任は消滅することになっています。

納税のお知らせ 納期限(口座振替日) 3月31日(水)

税目等	納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村県民税				1期		2期		3期		4期			
固定資産税			1期		2期		3期		4期				
軽自動車税			全期										
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期			
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期	6期			
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。

なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513